

情 報 公 開 制 度

I 情報公開制度の運用状況

1 行政文書公開請求制度の利用状況

請求者数は1,958人（前年度1,968人、前年度比0.5%減）、決定件数（行政文書公開請求に対して決定された文書の件数）は19,442件（前年度17,155件、前年度比13.3%増）でした。決定件数のうち、全部を公開した割合は12.5%、一部を公開した割合は84.8%、非公開とした割合は2.7%となりました（表1）。

（表1）行政文書公開請求制度の利用状況

年度	請求者数 (人)	決定件数 (件)			合計 (件)
		公開	一部公開	非公開	
令和3年度	1,968	1,993 (11.6%)	14,678 (85.6%)	484 (2.8%)	17,155 (100%)
令和4年度	1,958	2,422 (12.5%)	16,495 (84.8%)	525 (2.7%)	19,442 (100%)

（備考1） 令和4年度の非公開525件のうち、183件は全部非公開、323件は文書不存在、19件は存否応答拒否によるものでした。

（備考2） 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とはなりません。以下同様とします。

2 主な内容

決定件数の多い主な行政文書は（表2）のとおりでした。

（表2）決定件数の多い行政文書（上位5項目）

令和4年度	令和3年度
① 医療法人の財務関係書類（10,206件）	① 医療法人の財務関係書類（4,589件）
② 風俗営業許可関連文書（1,725件）	② オリンピック・パラリンピック関連文書（2,995件）
③ 県発注工事の設計書等（1,260件）	③ 県発注工事の設計書等（1,260件）
④ 学校法人の財務関係書類（890件）	④ 警察職員の人事に関する文書（1,191件）
⑤ 物件事務報告書等（499件）	⑤ 理美容所・施術所・旅館等営業関連文書（1,025件）

3 各実施機関別決定件数

決定件数を実施機関別にみると、知事の 14,300 件が最も多く、次いで警察本部長の 3,361 件となりました（表 3）。

（表 3）各実施機関別決定件数 （単位：件）

実施機関名	令和 4 年度	令和 3 年度	対前年度
知事	14,300	12,822	1,478
公営企業管理者	145	9	136
議会	1	53	△52
教育委員会	797	493	304
人事委員会	57	17	40
監査委員	79	0	79
労働委員会	3	1	2
選挙管理委員会	654	188	466
収用委員会	3	0	3
海区漁業調整委員会	1	0	1
内水面漁場管理委員会	1	0	1
公安委員会	2	4	△2
警察本部長	3,361	3,516	△155
病院機構	27	22	5
産業技術総合研究所	6	0	6
保健福祉大学	5	30	△25
合計	19,442	17,155	2,287

4 第三者情報を含む行政文書の決定件数

実施機関以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって、当該第三者に対して、意見書を提出する機会を与えることができます。なお、公益上の理由による裁量的公開を行う場合等、一定の場合には、意見書を提出する機会を与えることを義務付けています。

そして、調査を行った第三者から公開に反対の意思が表示され、その意に反して公開する場合はその旨を第三者に通知することとしています。

令和 4 年度の第三者情報を含む行政文書の決定件数は 16,785 件で、決定件数全体の 86.3% を占めました。このうち、神奈川県情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第 12 条の規定に基づき、意見書を提出する機会を与えたものは 487 件、更にそのうち、通知を行ったものは 118 件でした（表 4）。

（表 4）第三者情報を含む行政文書の決定件数 （単位：件）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第三者情報の件数	4,424	5,316	9,829	14,544	16,785
調査件数	83	500	283	459	487
通知件数	37	393	101	199	118

5 請求に対する処理状況

(表5) 行政文書公開請求に対する処理状況

(単位: 件)

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一 部 公 開	非公開 (却下を 含む)	左の件数内数				
				全部 非公開	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	却 下	
昭 和 59 年度	359	73	24	24			—	456
60 年度	390	86	8	8			—	484
61 年度	1,212	70	25	25			—	1,307
62 年度	248	121	114	114			—	483
63 年度	370	160	236	236			—	766
平 成 元 年度	401	58	23	23			—	482
2 年度	2,751	214	90	90			—	3,055
3 年度	918	191	99	99			—	1,208
4 年度	2,956	443	17	17			—	3,416
5 年度	906	353	35	35			—	1,294
6 年度	965	860	16	16			—	1,841
7 年度	848	9,464	180	180			—	10,492
8 年度	3,244	2,141	226	226			—	5,611
9 年度	3,208	2,983	90	90			—	6,281
10 年度	3,936	1,823	64	64			—	5,823
11 年度	1,629	1,157	403	403			—	3,189
12 年度	2,376	3,927	220	48	163	3	6	6,523
13 年度	1,079	3,558	171	12	152	3	4	4,808
14 年度	2,086	3,698	473	9	459	3	2	6,257
15 年度	2,652	2,260	437	108	318	3	8	5,349
16 年度	4,061	2,602	290	48	225	4	13	6,953
17 年度	14,296	8,004	446	23	415	5	3	22,746
18 年度	11,696	3,557	396	27	364	5	—	15,649
19 年度	9,529	10,431	1,153	10	785	356	2	21,113
20 年度	10,414	3,707	247	14	231	2	—	14,368
21 年度	11,479	3,557	220	10	197	8	5	15,256
22 年度	3,268	4,247	180	6	157	11	6	7,695
23 年度	2,210	4,546	155	2	139	11	3	6,911
24 年度	2,316	3,226	202	8	188	6	—	5,744
25 年度	2,845	5,388	330	10	238	4	78	8,563
26 年度	2,150	4,136	388	15	358	14	1	6,674
27 年度	1,610	5,486	207	9	188	10	—	7,303
28 年度	1,869	7,081	301	4	269	17	11	9,251
29 年度	2,576	5,721	261	4	245	11	1	8,558
30 年度	1,280	4,381	243	7	218	16	2	5,904
令 和 元 年度	2,130	5,167	274	5	251	14	4	7,571
2 年度	2,150	9,949	283	2	266	11	4	12,382
3 年度	1,993	14,678	484	79	390	13	2	17,155
4 年度	2,422	16,495	525	183	323	19	—	19,442

(備考) 全部非公開、不存在、存否応答拒否及び却下の件数は、非公開件数の内数です。

6 諾否決定に対する審査請求

令和4年度は、諾否決定に対する審査請求に係る神奈川県情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）への諮問は、16件ありました。

情報公開審査会では「Ⅱ 情報公開審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに審査請求があり、審議中であった案件を含め10件について答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが6件、原処分の一部を妥当でないとするものが3件、原処分を不当とするものが1件ありました（表6）。

令和3年度に答申があった案件について、平均審議回数は4.7回、諮問から答申までの平均日数は958.5日でしたが、令和4年度に答申があった案件については、平均審議回数は4.7回、諮問から答申までの平均日数は998日となりました。

（表6）令和4年度 審査請求の処理状況（令和5年3月31日現在）（単位：件）

年度	審 議 状 況			処 理 状 況					
	前年度からの継続審議	当該年度受理（諮問）	情報公開審査会からの答申（※）	情報公開審査会からの答申（※）			取下げ	審議中	
				○	△	×			
令和3年度	49	39	10	6	5	1	0	3	40
令和4年度	56	40	16	10	6	3	1	1	45
対前年度	7	1	6	4	1	2	1	△2	5

※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。
 ○…原処分を妥当とする内容の答申
 △…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申
 ×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表7) 審査請求案件一覧

※ 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(令和5年3月31日現在)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
278	県職員の給与等支払簿一部非公開の件	教育委員会	H16.2.19	H16.3.25					(中断)
284	県職員の報酬、給与、所得税に関する書類一部非公開の件	知事	H16.5.25	H16.6.2					(中断)
287	非常勤報酬に関する文書等一部非公開の件	教育委員会	H16.5.17	H16.6.18					(中断)
785	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その1)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.13	R4.4.6	764	○	R4.4.20	答申どおり(棄却)
825	特定事件に関する文書一部非公開の件(その46)	知事	H30.3.25	H30.6.22					(審議中)
828	特定事件に関する文書一部非公開の件(その47)	知事	H29.10.17	H30.10.19	R5.3.29	771	△		
833	特定事件に関する文書一部非公開の件(その48)	知事	H31.1.17	H31.2.19					(審議中)
836	特定事件に関する文書一部非公開の件(その49)	知事	H31.2.14	H31.3.22					(審議中)
838	特定事件に関する文書一部非公開の件(その50)	知事	H31.3.14	H31.4.19					(審議中)
839	特定事件に関する文書一部非公開の件(その51)	知事	R1.5.16	R1.7.5					(審議中)
841	特定事件に関する文書一部非公開の件(その52)	知事	R1.6.28	R1.9.9					(審議中)
843	特定事件に関する文書一部非公開の件(その53)	知事	H30.3.25	R1.10.3					(審議中)
845	特定事件に関する文書一部非公開の件(その54)	知事	R1.9.28	R1.11.11					(審議中)
846	特定地番の土地の境界に関する文書一部非公開の件	知事	H30.2.15	R2.2.3					(審議中)
847	特定地番の土地の境界に関する文書一部非公開の件(その2)	知事	H30.3.20	R2.2.3					(審議中)
850	特定審査会の録音データ等一部非公開の件	知事	R2.1.7	R2.2.25	R4.2.25	763	○	R4.5.6	答申どおり(棄却)
853	がけ崩れに関する起案文書等一部非公開の件	知事	R2.2.20	R2.3.24	R4.4.6	765	×		
854	特定事件に関する文書一部非公開の件(その55)	知事	R2.1.7	R2.4.3					(審議中)
855	特定事件に関する文書一部非公開の件(その56)	知事	R2.1.15	R2.4.8					(審議中)
856	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件	知事	R2.1.10	R2.5.7					(審議中)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
857	特定建築物の工事施工業者等に関する文書非公開の件	知事	R2. 3. 24	R2. 5. 13	R5. 1. 11	767	○	R5. 2. 8	答申どおり(棄却)
858	特定地番の土地に係る図面等一部非公開の件	知事	R2. 1. 10	R2. 6. 2	(審議中)				
859	特定事件に関する文書一部非公開の件(その57)	知事	H31. 2. 8	R2. 7. 16	(審議中)				
860	ハードディスクに関する文書非公開の件	知事	R2. 4. 1	R2. 8. 17	R5. 1. 18	768	○	R5. 2. 1	答申どおり(棄却)
861	顛末報告書等一部非公開の件	知事	R2. 6. 26	R2. 8. 24	R5. 3. 31	773	△		
862	特定建築物に関する文書一部非公開の件	知事	R2. 5. 28	R2. 8. 27	(審議中)				
863	特定診療に係る文書一部非公開の件	病院機構	R2. 4. 30	R2. 8. 28	R5. 3. 28	770	△		
864	道路使用許可申請書一部非公開の件	公安委員会	R2. 7. 7	R2. 9. 2	R5. 3. 31	772	○		
865	特定医師の出勤簿一部非公開の件	病院機構	R2. 5. 28	R2. 9. 30	R5. 2. 15	769	○	R5. 3. 30	答申どおり(棄却)
867	教員採用選考試験選考基準等文書一部非公開の件	教育委員会	R2. 9. 23	R2. 12. 2	(審議中)				
868	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その2)	知事	R2. 9. 26	R3. 1. 12	(審議中)				
870	元警察職員の特定企業への再就職状況に関する文書公開拒否(存否応答拒否)の件	公安委員会	R2. 12. 3	R3. 2. 25	(審議中)				
871	特定事件に関する文書一部非公開の件(その58)	教育委員会	H29. 4. 30	R3. 4. 23	R4. 10. 11	766	○	R4. 10. 24	答申どおり(棄却)
873	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その3)	知事	R3. 2. 2	R3. 5. 10	(審議中)				
874	特定地番の土地に係る文書一部非公開の件	知事	R3. 2. 2	R3. 5. 10	(審議中)				
875	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その4)	知事	R3. 2. 2	R3. 5. 10	(審議中)				
876	海岸法に基づく特定市との協議に係る文書等一部非公開の件	知事	R3. 4. 9	R3. 6. 7	(審議中)				
877	交通事故事件簿一部非公開の件	公安委員会	R3. 5. 4	R3. 6. 24	(審議中)				
878	特定事業に係る担当者会議の議事録等一部非公開の件	知事	R3. 12. 2	R4. 1. 18	(審議中)				
879	公職選挙法違反に関する文書公開拒否(存否応答拒否)の件	公安委員会	R3. 12. 14	R4. 3. 3	(審議中)				
880	職員採用選考に係る文書等一部非公開の件	病院機構	R4. 2. 15	R4. 3. 24	(審議中)				
881	特定会議の議事録等一部非公開の件	病院機構	R4. 2. 15	R4. 4. 14	(審議中)				
882	特定国家賠償請求事件に係る文書一部非公開の件	知事	R4. 2. 15	R4. 4. 14	(審議中)				

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
883	特定案件の取扱いに関する文書不存在の件	公安委員会	R4. 3. 2	R4. 4. 14					(審議中)
884	職員採用試験に係る文書一部非公開の件	人事委員会	R4. 3. 12	R4. 5. 25					(審議中)
885	特定業務委託に関する文書一部非公開の件	知事	R4. 4. 21	R4. 6. 9					(審議中)
886	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その5)	知事	R4. 3. 28	R4. 6. 23					(審議中)
887	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その6)	知事	R4. 3. 28	R4. 6. 23					(審議中)
888	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その7)	知事	R4. 6. 24	R4. 8. 29					(審議中)
889	特定地番の土地に関する文書非公開の件	知事	R4. 7. 8	R4. 9. 6					(審議中)
890	県職員退職者向け求人票一部非公開の件	知事	R4. 7. 13	R4. 9. 29					(審議中)
891	特定地番の土地に関する文書公開の件	知事	R4. 8. 8	R4. 10. 7					(審議中)
892	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その8)	知事	R4. 10. 5	R4. 12. 9					(審議中)
893	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その9)	知事	R4. 10. 6	R4. 12. 9					(審議中)
894	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その10)	知事	R4. 10. 29	R4. 12. 9					(審議中)
895	特定学校のいじめ事案に係る文書非公開(存否応答拒否)の件	教育委員会	R4. 12. 5	R5. 2. 9					(審議中)
896	特定審議会の議事録等一部非公開の件	知事	R4. 12. 20	R5. 2. 15					(審議中)

(備考1) 令和4年度中に諮問された案件、審議中の案件、答申・裁決等がなされた案件及び中断中の案件を記載しています。

(備考2) 諮問第278号、第284号及び第287号については、審査請求人からの申出により審議を中断しています。

7 県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について

県が出資等を行う団体は、情報公開条例第 26 条においてその公共性から情報の公開に努めるものとされ、県主導の第三セクター等 30 団体においても、各団体が規程を定めて情報公開制度を運用しています（表 8）。令和 4 年度は、4 団体において、13 件の公開申出に対して決定を行いました（表 9）。

また、指定管理者は、情報公開条例第 27 条において、公の施設の管理を行うことの公共性から情報公開に努めるものとされていますが、令和 4 年度は、1 団体において、1 件の公開申出に対して決定を行いました（表 10）。

（表 8）情報公開制度を実施している県主導の第三セクター等（令和 5 年 3 月 31 日現在）

(株) 湘南国際村協会	(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
(公財) 神奈川文学振興会	(一財) 神奈川県厚生福利振興会
(公財) 神奈川芸術文化財団	(公財) 神奈川県スポーツ協会
(公財) かながわ国際交流財団	三崎マリン (株)
(公財) 地球環境戦略研究機関	(公財) 神奈川県栽培漁業協会
(公財) かながわ海岸美化財団	(福) 神奈川県社会福祉協議会
(公財) かながわトラストみどり財団	(株) ケイエスピー
(公社) 神奈川県農業公社	(公財) 神奈川県労働福祉協会
(福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	(一財) あしがら勤労者いこいの村
(公財) かながわ健康財団	(職訓) 神奈川能力開発センター
(公財) 神奈川産業振興センター	(公財) 神奈川県都市整備技術センター
神奈川県道路公社	(公財) 神奈川県公園協会
(公財) 神奈川県下水道公社	(株) 湘南なぎさパーク
神奈川県住宅供給公社	(一財) かながわ水・エネルギーサービス
(公財) 神奈川県暴力追放推進センター	(一財) 神奈川県教育福祉振興会

（表 9）県主導の第三セクター等に対する公開申出の処理状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）（単位：件）

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開	延伸中
(福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	1	1	-	-	-
神奈川県道路公社	9	5	4	-	-
(公財) 神奈川県下水道公社	2	2	-	-	-
(公財) 神奈川県公園協会	1	-	1	-	-
合 計	13	8	5	-	-

（表 10）指定管理者に対する公開申出の処理状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）（単位：件）

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開	延伸中
(福) 清和会	1	1	-	-	-
合 計	1	1	-	-	-

II 情報公開審査会の審議状況

情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る情報や、公開することにより法人の正当な利益を害するおそれがある情報のように、条例第5条各号に規定する非公開情報のいずれかに該当する情報を除いて、公開しなければならないとされています。

令和4年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて17,020件ありました。諾否決定等に対しては、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができますが、情報公開条例では、審査請求を受けた審査庁は、情報公開審査会の審議を経てから裁決を行わなければならない旨の趣旨を定めています。情報公開審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関が行った諾否決定等に対する審査請求についても、情報公開条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会には、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。諮問があった場合、情報公開審査会は、情報公開条例第5条各号の非公開情報の適用等について、実施機関の判断が妥当であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、情報公開審査会が必要と認める書類について、当事者に提出を求めた上で、判断を行えるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、情報公開審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、情報公開審査会の委員には情報公開条例により守秘義務が課されています。

審査請求件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、現在、情報公開審査会に2つの部会を設置しています。令和4年度は部会を17回開催し、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件を調査審議の上、情報公開審査会として10件の答申を行いました。情報公開審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、情報公開審査会設置の趣旨に鑑み、情報公開審査会の答申は最大限尊重することとされており、答申のあった審査請求案件について、審査庁はおおむね答申どおりの裁決を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿

令和5年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者
田村 達久	早稲田大学教授	会長
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀内 かおる	横浜国立大学教授	
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

情報公開審査会の開催状況（第一部会）

回数	開催年月日	審議内容
第224回	令和4年7月5日	・諮問第828号について審議した。
第225回	令和4年8月30日	・諮問第828号について審議した。
第226回	令和4年9月27日	・諮問第828号及び第860号について審議した。
第227回	令和4年10月11日	・諮問第828号及び第860号について審議した。
第228回	令和4年11月17日	・諮問第860号及び第865号について審議した。
第229回	令和4年12月15日	・諮問第864号及び第865号について審議した。
第230回	令和5年1月17日	・諮問第863号及び第865号について審議した。
第231回	令和5年2月13日	・諮問第863号及び第864号について審議した。

情報公開審査会の開催状況（第二部会）

回数	開催年月日	審議内容
第217回	令和4年5月6日	・諮問第871号について審議した。
第218回	令和4年7月22日	・諮問第857号及び第871号について審議した。
第219回	令和4年8月26日	・諮問第857号、第861号及び第871号について審議した。
第220回	令和4年10月6日	・諮問第857号及び第861号について審議した。
第221回	令和4年11月28日	・諮問第857号及び第861号について審議した。
第222回	令和4年12月12日	・諮問第861号について審議した。
第223回	令和5年1月27日	・諮問第861号について審議した。
第224回	令和5年2月24日	・諮問第861号について審議した。
第225回	令和5年3月23日	・諮問第861号について審議した。

(備考) 部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置付けられた部会として、第199回全体会以降に開催された部会から改めて第1回と数えています。